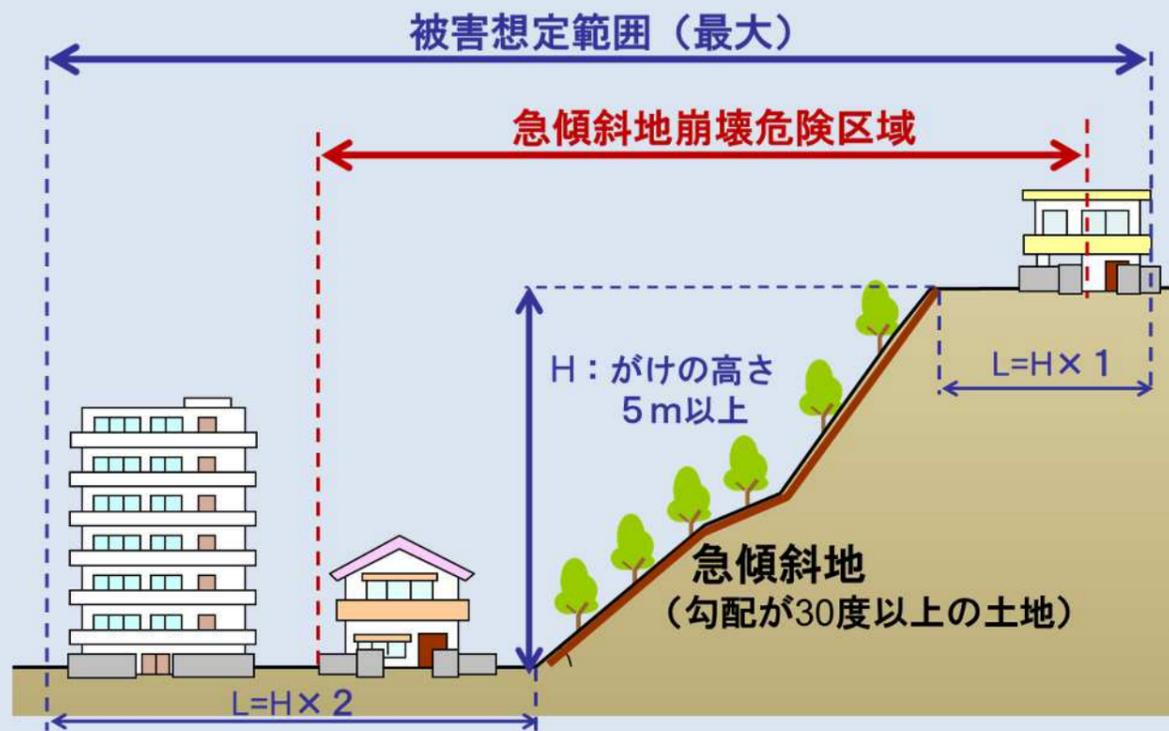


「急傾斜地崩壊危険区域」について

 **急傾斜地崩壊危険区域**

一定の要件を満たす急傾斜地とその隣接地内（被害想定範囲内）を「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、急傾斜地の崩壊を助長・誘発する恐れのある行為の制限や、一定の条件を満たす急傾斜地については、防止工事をします。



ご相談など・・・

 **調査・防止工事・ご相談など**

神奈川県 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 工務課(急傾斜地公園班)  
川崎市多摩区生田 4-25-1 TEL 044 (932) 7211

 **ご要望・ご相談など**

川崎市 まちづくり局 指導部 宅地企画指導課(宅地防災担当)  
川崎市川崎区宮本町 1 TEL 044 (200) 3035

きゅうけいしゃちほうかいたいさくじぎょう  
**急傾斜地崩壊対策事業**



(高津区 千年地区)

急傾斜地の崩壊による災害から生命を守る取組み

## 事業の目的と概要

斜面は土地所有者が保全するものですが、工事には、多額の費用と高度な技術力を必要とするため、人命の保護という観点から、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定されました。この法律では、一定基準を満たす場合、地域の要望を受け、県が急傾斜地崩壊危険区域を指定して、土地所有者に代わり急傾斜地崩壊防止工事（以下、防止工事）を行う事が可能となります。なお、神奈川県では、急傾斜地崩壊危険区域となる土地所有者等の皆様に対し、防止工事の要望と必要な土地の無償貸借契約を締結することについて理解が得られた場合、土地所有者等に代わって防止工事を行っています。

### 急傾斜地崩壊防止工事を行うには（条件と工事までの流れ）



#### 急傾斜地崩壊防止工事を行うには

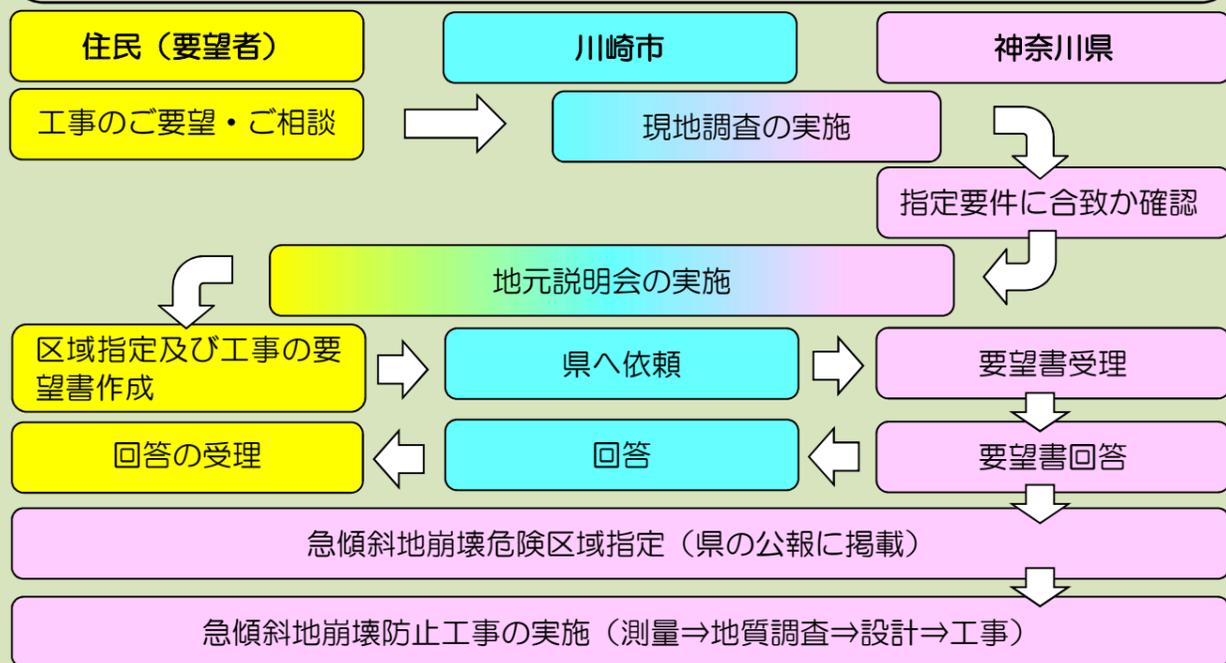
- ①急傾斜地崩壊危険区域の指定基準\*に適合するかご相談下さい。
- ②適合する場合は、急傾斜地崩壊危険区域の指定要望及び工事要望を市にご提出頂きます。

\*急傾斜地崩壊危険区域の指定基準：斜面の角度が30度以上、高さ5m以上、保全人家5戸以上、権利者（土地所有者等）を含む周辺住民全員の総意であること



#### 急傾斜地崩壊防止工事の工事実施基準

- ①自然のがけ地であること。（人為的に造成されたがけ地は不可）
- ②斜面の角度が30度以上、斜面高さが5m以上であること。
- ③斜面の崩壊により危害が生じる恐れのある家が5戸以上密集していること。
- ④斜面の土地所有者の敷地境界が決まり、工事に必要な土地を無償で貸与すること。
- ⑤権利者及び周辺住民を含む地元の総意による工事実施の要望書が提出されていること。



#### 急傾斜地崩壊防止工事にあたって

- ①工事の際は全面的な協力をお願いします。  
（資材置き場や搬入路の土地使用、騒音、工事車両の通行、駐車等）
- ②土地の無償使用に御協力下さい。  
（工事完成后、施設設置範囲の無償貸借契約書を県と締結いたします。）
- ③工事に支障をきたす物件は、所有者が取り除いて下さい。

### 効果事例（麻生区 黒川D地区）



令和元年台風第19号による被災後の状況



急傾斜地崩壊防止工事実施後

### 急傾斜地崩壊防止工事の終了後について

- ①施設設置後には、**施設のみ県が維持管理を行います**。定期的な点検や状況により補修工事が必要になりますので、作業スペース確保のため、工作物等を設置する場合は、施設から水平距離で1m以上の離隔をとって下さい。
- ②**木の管理・草刈り・側溝等の排水施設の清掃など日常の維持管理は、土地の所有者や地元の皆様が実施して下さい。県では行いません。**
- ③工事で設置した排水施設は、その多くが宅内ますに接続しています。宅内ますの工事を行う場合は、必ず流末を確保して下さい。  
許可なく接続を切られた場合、**県では工事を行いません。**



急傾斜地崩壊防止施設

点検作業・補修工事ができません。



台風等で倒れて皆様に被害を及ぼす恐れがあります。



水があふれて皆様の家に浸水することもあります。